

# 監査報告書

令和3年 5月 26日

社会福祉法人神崎町社会福祉協議会  
会長 池上 真人 様

監事 宮崎 和 

監事 大原 弘宣 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度当社会福祉協議会の理事の職務執行状況並びに事業実施状況及び決算について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等について監査いたしました。

さらに、支援業務実施者による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」及び会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について監査いたしました。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①理事の職務執行状況は、良好であると認めました。
- ②事業報告書等は、法人の状況を正しく示しているものと認めました。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計諸帳簿及び財産目録については、法人の財産、収支決算書及び純資産の増減の状況等全ての点において適正に示しているものと認めました。









No.	勘定科目・項目等	確認事項	残高等	チェック		
				YES	NO	所見
20	補助金	補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
21	寄附金	金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上されているか。	無	有 YES	NO	所見
		土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか。	無	有 YES	NO	所見
		共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組入れられているか。	無	有 YES	NO	所見
		寄附金申込書、寄附金領収書（控）、寄附金台帳の記録は全て対応しているか。	無	有 YES	NO	所見
22	共通支出（費用）の配分	共通支出（費用）の配分は、合理的な基準に基づき適切に行われているか。	無	有 YES	NO	所見
23	整合性	資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致しているか。	/	YES	NO	所見
		事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか。また、（うち当期活動増減差額）が、事業活動計算書の当期活動増減差額と一致しているか。	/	YES	NO	所見
		貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致しているか。	/	YES	NO	所見
24	注記	該当する事項がない場合、項目名の記載が省略できる注記事項と項目名の記載が省略できない注記事項が区分され、省略できない事項において該当する事項がない場合には、「該当なし」と記載されているか。	/	YES	NO	所見
		注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合性がとれているか。	/	YES	NO	所見
25	社会福祉法人会計基準で示していない会計処理の方法が行われている場合、その処理の方法は、法人の実態等に応じて、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しているか。		無	有 YES	NO	所見

- ① 「残高等」の欄については、該当する勘定項目等の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は、「無」を○で囲みます。「確認事項」に該当する場合において、社会福祉法人会計基準に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、社会福祉法人会計基準に従って処理していないときは、「チェック」欄の「NO」を○で囲みます。「所見」欄に関連する記載を行う場合には、「チェック」欄の「所見」を○で囲みます。
- ② 「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載します。また、「YES」であっても、改善すべき点があれば記載します。

所 見	<p>総合所見</p> <p>「財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト」に基づき支援業務を行った結果、全体として貴法人の事務処理体制は良好と認められ、協調して指摘すべき事項はありませんでした。</p> <p>なお、個別所見については下記の通りです。</p> <p>○事実関係</p> <p>税理士野村勲による定期的に監査を受けており、監査時に当該税理士が取引内容をチェックし、会計処理等に誤りがあればその都度指導し、法人は修正を行っている。</p> <p>徴収不能引当金</p> <p>重要性の原則により計上していない。</p>
-----	---